

就労支援体系の在り方 に関するワーキンググループ

【関係資料】

職業安定局 社会•援護局障害保健福祉部

関係資料

1	雇用施策・福祉施策について	
	① 障害者雇用促進法と障害者総合支援法の目的規定(抜粋) ・・・・・・・・・・・・4	
	② 障害者雇用の促進に向けた支援策の主な流れ(全体像) ・・・・・・・・・・・・5	
	③ 障害者雇用促進法に基づく職業リハビリテーションの実施体制の概要・・・・・・・・・・6	
	④ 障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス ・・・・・・・・・・・・・・・・・7	
	⑤ 障害者の定着支援・職場適応援助に関わる主な支援について・役割分担(イメージ)・・・・・・8.9	
	⑥ 在宅就業障害者支援制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10	
	⑦ 重度障害者等に対する通勤や職場等における支援について・・・・・・・・・・・・11	
2	各種支援計画の内容について	
	① ハローワークにおける障害者向けチーム支援対象者の障害者就労支援計画・・・・・・・・・13	
	② 職業リハビリテーション計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14	
	③ サービス等利用計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15, 16	
	④ 個別支援計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17,18	
	⑤ 個別の教育支援計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19	
3	短時間雇用のニーズ等について	
	① 週20時間未満の障害者を雇用する事業主に対する特例給付金について・・・・・・・・・・21	
	② 障害者の加齢に関して・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22~28	
4	就労継続支援(A型・B型)について	
	① 就労継続支援A型・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30~35	
	② 就労継続支援B型・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36~41	
5	人材開発施策について	
	① 障害者職業訓練実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43	
	② 障害者職業能力開発校の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44	
	③ 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練の概要・・・・・・・・・・・・・・・45	

1 雇用施策・福祉施策について

障害者の雇用の促進等に関する法律

(昭和三十五年七月二十五日) (法律第百二十三号)

第一章 総則

(目的)

第一条

この法律は、障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会及び待遇の確保並びに障害者がその有する能力を有効に発揮することができるようにするための措置、職業リハビリテーションの措置その他障害者がその能力に適合する職業に就くこと等を通じてその職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もつて**障害者の職業の安定を図る**ことを目的とする。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(平成十七年十一月七日) (法律第百二十三号)

第一章 総則

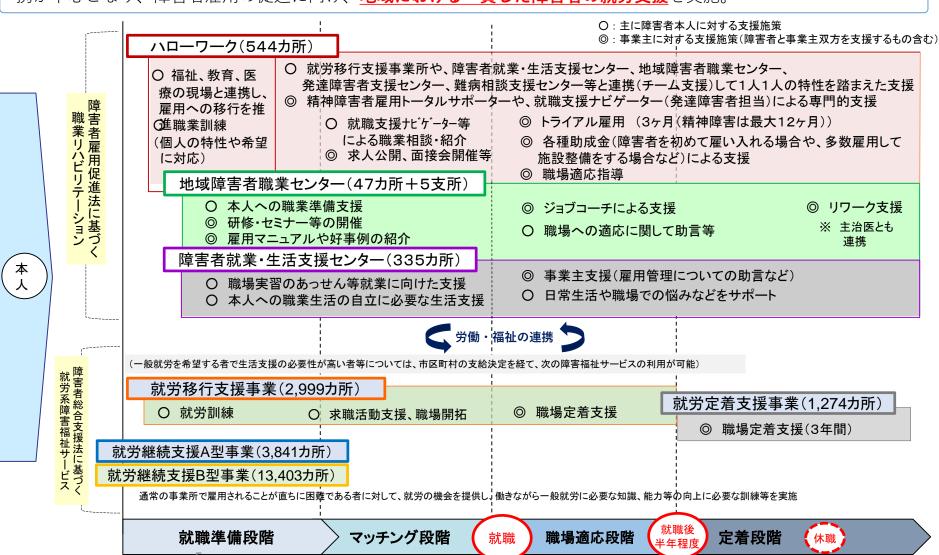
(目的)

第一条

この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、<u>障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう</u>、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって<u>障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する</u>ことを目的とする。

障害者雇用の促進に向けた支援策の主な流れ(全体像)

障害者雇用促進法に基づく職業リハビリテーションと障害者総合支援法に基づく就労系障害福祉サービスとの連携が中心となり、障害者雇用の促進に向け、**地域における一貫した障害者の就労支援**を実施。



※ 上記のほか、障害者就業・生活支援センターを中心に、地域の関係機関(医療機関、自治体、保健所や民間団体の就労支援機関等)と連携し、就労支援を実施

障害者雇用促進法に基づく職業リハビリテーションの実施体制の概要

障害者一人ひとりの特性に配慮した職業指導、職業紹介等の職業リハビリテーションを、医療・保健福祉・教育等の関係機関の連携のもとに実施。

1 公共職業安定所(ハローワーク) [544カ所] (厚生労働省)

就職を希望する障害者の求職登録を行い(就職後のアフターケアまで一貫して利用)、専門職員や職業相談員がケースワーク方式により障害の種類・程度に応じたきめ細かな職業相談・紹介、職場定着指導等を実施

- 2 障害者職業センター ((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構)
 - 障害者職業総合センター〔1カ所〕 高度の職業リハビリテーション技術の研究・開発、専門職員の養成等の実施
 - 広域障害者職業センター〔2カ所〕 障害者職業能力開発校や医療施設等と密接に連携した系統的な職業リハビリテーションの実施
 - 地域障害者職業センター〔各都道府県(52カ所(うち支所5カ所))〕 障害者に対して、職業評価、職業指導、職業準備訓練、職場適応援助等の専門的な職業リハビリテー ション、事業主に対する雇用管理に関する助言等を実施
- 3 障害者就業・生活支援センター (都道府県知事が指定した社会福祉法人、NPO法人等が運営) [335センター] 障害者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談・支援を実施

障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス

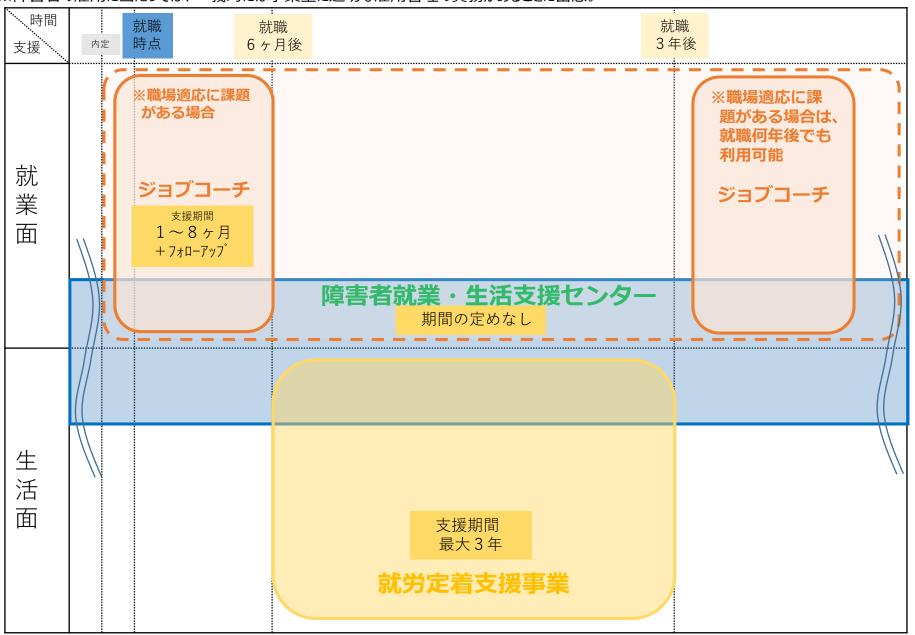
	就労移行支援事業 (規則第6条の9)	就労継続支援A型事業 (規則第6条の10第1項)	就労継続支援B型事業 (規則第6条の10第2項)	就労定着支援事業 (規則第6条の10)							
事業概要	通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。(標準利用期間:2年) ※必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。 (利用期間:制限なし)	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。 (利用期間:制限なし)	就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て、通常の事業所に新たに雇用され、就労移行支援等の職場定着の義務・努力義務である6月を経過した者に対して、就労の継続を図るために、障害者を雇用した事業所、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整、障害者が雇用されることに伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行う。 (利用期間:3年)							
対象者	① 企業等への就労を希望する者 ※平成30年4月から、65歳以上の者も 要件を満たせば利用可能。	① 移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ③ 就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者 ※平成30年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。	① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ③ ①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者	① 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面・就業面の課題が生じている者であって、一般就労後6月を経過した者							
報酬単価	502~1,094単位/日 〈定員20人以下の場合〉 ※定員規模に応じた設定 ※就職後6月以上の定着率が高いほど高い 報酬	324~618単位/日 〈定員20人以下、人員配置7.5:1の場合〉 ※利用定員、人員配置に応じた設定 ※平均労働時間が長いほど高い報酬	565~649単位/日 〈定員20人以下、人員配置7.5:1の場合〉 ※利用定員、人員配置に応じた設定 ※平均工賃月額が高いほど高い報酬	1,045~3,215単位/月 <利用者数20人以下の場合> ※利用者数に応じた設定 ※就労定着率(過去3年間の就労定着支援 の総利用者数のうち前年度末時点の就労定 着者数)が高いほど高い報酬							
事業所数	2,999事業所 (国保連データ令和2年6月)	3,841事業所 (国保連データ令和2年6月)	13,403事業所 (国保連データ令和2年6月)	1,274事業所 (国保連データ令和2年6月)							
利用者数	34,258人 (国保連データ令和2年6月)	73,180人 (国保連データ令和2年6月)	276,475人 (国保連データ令和2年6月)	11,775人 (国保連データ令和2年6月)							

障害者の定着支援・職場適応援助に関わる主な支援について

	障害者就業・生活支援		職均	場適応援助者(ジョブコ-	ーチ)
	で	就労定着支援事業	配置型 ジョブコーチ	訪問型 ジョブコーチ	企業在籍型 ジョブコーチ
支援内容	障害者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談・支援を実施。	一般就労に移行した障害者の 就労定着をはかるため、企業 や関係機関等との連絡調整や 就労に伴う環境変化により生 じた生活面・就業面の課題解 決等に向けて必要な支援を行 う。	○障害者に対する職務の○事業主や同僚などに対 集中支援期間において職	品にするため、ジョブコーチ D遂行や職場内のコミュニケ する職務や職場環境の改善 成場適応上の課題を分析し、 受ノウハウの伝授やキーパー な行する。	ーションに関する支援 の助言を実施 集中的に改善を図り、移
対象者	就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者 公務部門で働く障害者の利用に当たっては、別途予算措置が必要。	就労移行支援等の利用を経て、 一般就労に移行後、6ヶ月を 経過した者	な障害者	よる職場での支援が必要 -クに配置した職場適応支	
支援期間	特に定め無し	支援期間:最大3年間 (就職後3年6ヶ月まで)	支援期間:1~8ヶ月 フォローアップ期間:最 (精神障害者に		支援期間:最長6ヶ月
実施主体	都道府県知事が指定した社 会福祉法人、NPO法人等	社会福祉法人等の障害福祉 サービス事業者(就労移行の 実績のある事業者に限る)	地域障害者職業セン ター	就労支援を行っている 社会福祉法人等	障害者雇用をしている企 業等
支援体制	335ヶ所 (R2年4月現在)	1,274事業所 (R2年4月現在)	313人(R 1 年度)	568人(R1年度) (助成金の受給資格認定によ り把握した人数)	232人(R1年度) (助成金の受給資格認定によ り把握した人数)
支援実績	(R 1 年) 支援対象障害者のうち 在職者数: 109,597人 職場定着に向けた相談・ 支援件数: 464,318件	利用者数 11,775人(R2年4月現在)	支援開始者数 3,321人(R 1 年)	支援開始者数 1,033人(R1年)	支援開始者数 254人(R 1 年)
根拠法	障害者雇用促進法	障害者総合支援法	障害者雇用促進法	雇用保険法(R3年か	ら障害者雇用促進法) 8

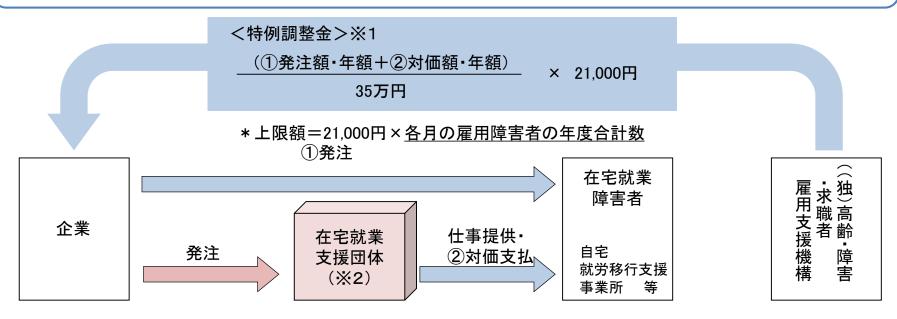
障害者の定着支援・職場適応援助に関わる主な支援の役割分担(イメージ)

※障害者の雇用に当たっては、一義的には事業主に適切な雇用管理の責務があることに留意。



在宅就業障害者支援制度について

- 在宅就業障害者(自宅や就労移行支援事業所等において就業する障害者)に仕事を発注する企業(常用労働者100人 超)に対して、障害者雇用納付金制度において、在宅就業障害者特例調整金を支給する。
- 在宅就業支援団体を介して在宅就業障害者に仕事を発注する場合も、支給の対象となる。



- ※1 常用労働者100人以下の事業主で、障害者雇用率4%以上又は年間雇用障害者数が72人以上である事業主に対しては、在宅就業障害者特例報奨金を支給。支給額=(①発注額・年額+②対価額・年額)/35万円×17,000円。
- ※2 厚生労働大臣による在宅就業支援団体としての登録を受けてた団体。当該団体は、在宅就業障害者の就業機会の確保・提供の ほか、職業講習、就職支援等の援助を実施。令和2年7月現在、23団体。

<在宅就業支援団体の登録要件>

- (1)常時10人以上の在宅就業障害者に対して、次の業務の全てを継続的に実施していること。
 - ・ 就業機会の確保・提供

- ・ 業務を適切に行うための職業講習又は情報提供の実施
- ・ 業務を適切に行うための助言その他の援助
- ・ 雇用による就業を希望者に対する助言その他の援助
- (2)実施業務の対象である障害者の障害に係る知識を有する者であって、当該障害者に援助を行う業務に1年以上従事し、かつ企業・福祉施設等において営業・購買等の業務に従事した経験等を有する従事経験者2人以上が(1)の業務を実施すること
- (3)(2)に加え、在宅就業支援団体の事業所に常勤する1名の専任の管理者(従事経験者である者に限る。)が置かれていること

重度障害者等に対する通勤や職場等における支援について

令和2年度から、通勤や職場等における支援に取り組む意欲的な企業や自治体を支援するため、雇用施策と福祉施策が連携し、次の取組を実施。

- ・雇用する重度障害者等のために職場介助者・通勤援助者を委嘱(重度訪問介護等事業者に委嘱した場合に限る。)した企業に対し、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 において、その費用の一部を助成(雇用施策:障害者雇用納付金制度に基づく助成金)
- ・自営等や企業で働く重度障害者等に対して、市町村から重度訪問介護等事業者を通じ、通勤や職場等における支援を実施(福祉施策:地域生活支援事業)

雇 用 施

篅

① 重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金 (障害者雇用納付金制度に基づく助成金)

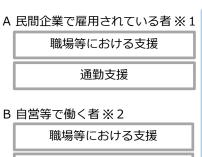
- 助成対象・・障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱に係る費用
- 助成率・・4/5(中小事業主は9/10) 限度額・・障害者1人につき、月13.3万円まで(中小事業主は、月15万円まで)
- 支給期間(上限)・・開始から年度末
- ② 重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金 (障害者雇用納付金制度に基づい助成金)
- 助成対象・・障害者の通勤を容易にするための通勤援助者の委嘱に係る費用
- 助成率・・4/5(中小事業主は9/10) 限度額・・障害者1人につき、月7.4万円まで(中小事業主は、月8.4万円まで)
- 支給期間(上限)・・3月間(~年度末)

福 祉 施

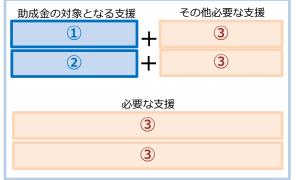
③ 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業(地域生活支援事業(市町村任意事業)) ※

- 企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支障が残る場合や、重度障害者等が自営業者等として 働く場合等で、自治体が必要と認めた場合に支援
- 実施主体・・市町村等(補助率: 国 50/100以内、都道府県 25/100以内) *令和3年度予算案においては、地域生活支援促進事業として要求

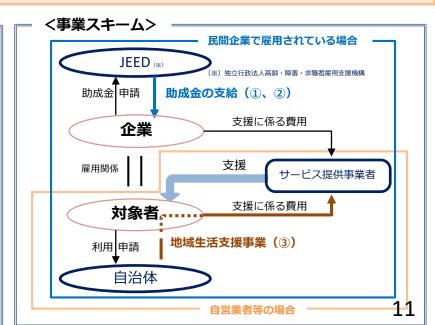
<連携のイメージ>



通勤支援



- ※1 ①文書の作成・朗読、機器の操作・入力等の職場介助や②通勤支援(3ヶ月まで)に加えて、③ これら①②の助成金の対象外である喀痰吸引や姿勢の調整等の職場等における支援、4ヶ月目以 降の通勤支援について、雇用施策と福祉施策を組み合わせて一体的に支援。
- ※2 自営業者等(Aの対象者及び国家公務員等の公務部門で雇用等される者その他これに準ずる者以外 の者)であって、当該自営等に従事することにより所得の向上が見込まれると市町村等が認めたものに対して、 ③通勤や職場等における支援について、地域生活支援事業により支援。



共通事項

<対象者>

- · 重度訪問介護
- ・同行援護 の利用者
- · 行動援護

<支援体制>

- ・重度訪問介護 サービス事業者
- 同行援護
- 行動援護

<支援内容>

・重度障害者等が通勤や職場等におい て必要な支援の提供に係る支援

2 各種支援計画の内容について

ハローワークにおける障害者向けチーム支援対象者の障害者就労支援計画

雇用施策

ハローワーク〇〇

整理No.

	障害者就穷支援計画 																	
求職番号			希望職種			就業場所				就美	業時間 その何							
		障害者就夠	業∙生活支援쉯	センター()	□教	育機関()		<	<追加す	-る関係	機関>			下記	2に係る	る同意	扫
		障害者職業	業センター		□医	療機関()			(,)	令和	年	月	日
関係機関		就労移行	支援事業所()	口自	治体()			(;)	令和	年	月	日
		就労継続	支援A型事業i	所()	□職	業訓練校				(,)	令和	年	月	日
		就労継続	支援B型事業	所())			(;)	令和	年	月	日
個別課題	(ニーズ)	予定時期	進捗		具体的	な支援内容					3	を援を実	施する	機関				備考
① 課題	の確認	月	□ 支援中	□ 就労アセスメン □ 職業評価 □ 求職登録・職業		□ 主治医の□ (D意見書)	□就□□障	電害者就業 は労移行す 電害者職業	支援事業 業センタ	i所 ! —	ンター		特別支援学 ()	
② 生活	支援	月	□ 支援中	□ 生活リズム・作 □ 健康・医療のサ □ 事務・行政手続	ナポート)	□就□□障	害者就業 対移行業 害者職業	支援事業 業センタ	┊所 ! ─	ンター		特別支援学 ()	
③ 就職	準備	月	□ 支援中	□ 職場準備支援 □ 職業訓練 □ 職場実習 □ セミナー・ガイ	′ ダンス	□ 事業所見	 見学)	□就□□障	害者就業 対移行す 言者職業	支援事業 業センタ	∮所 ! —	ンター		特別支援学)	
4 就職	活動	月	□ 支援中	□ 求人の選定 □ 就職面接会への □ 応募書類作成の □ 面接のサポー! □ 求人への応募)サポー		要 アル雇用の活用	∄)	□就□□障	語書者就等 は労移行す 語書者職等	支援事業 業センタ	i所 ! —	シター		特別支援学)	
⑤ 定着	支援	月	□ 支援中	□ 就職後の状況の □ 支援要請に応し □ ジョブコーチに	た対応	口 (援)	□就□□障	害者就業 対移行え 害者職業	支援事業 業センタ	∮所 ! 一	ンター		特別支援学 ()	
□ 1		画に基づい		施することに同意します である関係機関の間		に関する個人に	情報を共有する	ることに	一一	 す。	交	象者氏	名					
				同意日		令和	年 月	l	日		셝	護者等	氏名					
											_							

職業リハビリテーション計画(例)

氏名: 00 00

作成日: ○年○月○日 雇用施策

作成者: ○○ ○○

【現状と支援の方向性】

障害を開示しての就職に向けた支援

障害特性から場面に応じた言葉遣いや態度を選択することや、作業指示に対して注意を向ける等の対応には課題がある一方、一旦定着した手順を守り、確実に作業を行う意識 は非常に高いと思われます。ご自身のこれらの特徴を踏まえて、職場での配慮事項や職場で活用出来る工夫を支援者とともに検討することで、更に力を発揮出来るようになるで しょう。

希望している一般就労の実現に当たっては、これまで働いた経験がないため、就職に対する不安を持たれているようです。例えば、新たな場面や対人関係に関する苦手意識に ついて、対人関係のスキルを事前に練習することで、対応がより円滑になると考えられます。

このため、就職活動に向けた準備のための取組と、職場で必要な配慮事項の整理・検討を進めていけるとよいでしょう。

具体的目的	障害者職業センターが提案する支援内容	協力を求める機関及び内容等
模擬的就労場面にて、実際の作業体験を積み重ね て、作業遂行面、職業生活面での配慮事項を整理 しながら、働くことへの自信を養います。	職業準備支援 別途作成する個別カリキュラムに基づき、左記の目標について、●週間の支援を実施します。	
職業準備支援を通じて、自分自身の特徴や働く際の条件を整理した上で、具体的な求人票をもとに、 求職活動を進めます。	関係機関に対する情報提供 職業準備支援の期間の後半には、ご本人の障害特性や希望を踏まえた職業相 談や求人開拓が円滑に進むように、ハローワークの専門援助部門の窓口での 定期的な職業相談に同行します。	ハローワーク○○:職業相談、職業紹介
就職後、安定した職業生活が送れるよう、職場に対して必要な配慮を伝えながら、仕事の内容や職場のルールを身につけていきます。	ジョブコーチ支援 職業準備支援終了後、就職時に事業所において必要な配慮のもと、仕事に関する指示・指導が得られるよう、ジョブコーチが職場に直接出向いて支援を 行います。	ハローワーク○○:事業所に対する助言・情報提供等 ○○障害者就業・生活支援センター:各関係機関との連絡調整
II .	関係機関に対する情報提供 ご自身の障害特性を理解するために、○○発達障害者支援センターが行う障害特性を理解する相談やグループワーク等の専門的な支援が必要と思われます。利用する際には、当センターでの支援状況をご本人の同意のもと、必要に応じ提供する、発達障害者支援センターの初回面接に同席する等の支援を行います。	○○発達障害者支援センター:障害特性の理解に係る支援

【留意事項等(配慮事項・特記事項)】

- 職場における留意事項
 - 温度の変化に敏感で、特に暑いのは苦手です。休憩や水分補給に関する配慮を得られるように職場の理解を得ることが必要です。
- 支援を行う上での留意事項

初めての場面や状況が苦手なため、なるべく事前にご本人に説明すること、説明内容が正確に伝達されたかどうか、その後のご本人の発言や行動により確認することが重要です。 理解に不足があった場合は情報を補足すること、事前にその場面を仮想で体験することも有用です。

- その他
 - 精神障害者保健福祉手帳を現在申請中であり、●月に取得見込。
- ※ 上記の職業リハビリテーション計画の内容は、支援の進捗状況やご希望を踏まえて、協議により修正・変更することができます。

サービス等利用計画(例)①

福祉施策

様式2-1

サービス等利用計画

利用者氏名	OO O男	障害程度区分	区分2	相談支援事業者名	〇〇相談支援センター				
障害福祉サービス受給	者証番号 1234567890	利用者負担上限額	9300円	計画作成担当者	00 00				
地域相談支援受給者語	E番号 O			•	•				
計画作成日	2011年4月15日	モニタリング期間(開始年月)	1か月間(2012年4月~6月)	利用者同意署名欄	OO O男				
利用者及びその家族の 生活に対する意向 (希望する生活)	左手を使い、以前のように働き、少しでも変趣味のガーデニングを楽しみたい。	家族を養いたい。							
総合的な援助の方針	体力をつけて、できる限り作業能力を向上さ 生活リズムの安定をさせ健康にも配慮しなか		実した生活を送れるようにする。						
長期目標	就労のための訓練をして、少しでも給料の高	就労のための訓練をして、少しでも給料の高いところで働く。							
短期目標	運動などで体重を5キロ減らしながら体力を	つけて、就労支援事業所に無理	なく週3回行けるようになったら、週4回行	けることを目指す。					

優先	解決すべき課題		達成	福祉サービス	等	課題解決のための	評価	at an interest of
順位		支援目標	時期	種類・内容・量(頻度・時間)	提供事業者名 (担当者名·電話)	本人の役割	時期	その他留意事項
1	右片麻痺があるが体力を維持しながら、働きたい。	一日のスケジュールを決め、体力の向上に努め、週3回就労移行支援事業所に通えるようになる。	3ヶ月	・就労移行支援事業所へ週3回、10時から16時まで通う。パソコンによる入力作業を練習する。 ・事業所への送りの調整は大学のボランティアセンターが行った。	就労支援センター△ △(○○サービス管 理責任者 ***-***- ****)	・就労移行支援事業所への通所日には時間までに準備をする。 ・その日のボランティアの名前を調べておき挨拶する。	1ヶ月	就労移行事業所への行きはボランティアに 送迎をお願いする。帰りは事業所が送る。
2	無収入で経済的に家計がひっ迫している。	・特別障害者手当の受給につい て検討する。	3ヶ月	・年金申請手続きについて、相 談支援センターが家族にアドバイスをする。 ・特別障害者手当の可否につい て本人・家族と主治医の意見を きく。	〇〇相談支援事業所 (〇〇相談支援専門 員 ***-***-****)	制度を理解する。一人で留守番をして、妻が働きに行けるように協力する。	1ヶ月	・貯金を整理してきちんと把握(妻) ・生命保険の手続きをすすめる(妻) ・妻は非常勤講師から塾の教員に転職を考 えている。
3	61.	昔の仲間と市内のガーデニング へ出かける。	12ヶ月	第1・2・4の月曜日に友人の 送迎で2時間程度、ガーデニン グのサークルに出かける。	友人〇氏(***- ***-****)	・仲間の介助でサークルに参加する。	1ヶ月	
4	運動不足から体重の増加があ り、再発作を起こすおそれがあ る。	高血圧・高脂血症があるので健康管理し、体重を5キロ減らす。	3ヶ月	・モニタリング時に実施状況と体重のチェック ・月1回の通院は市の送迎サービスを利用	〇〇総合病院 (〇〇医師 ***-***	・家の周りを散歩する(1日2 回、30分ずつ)	1ヶ月	本人とプールに行き水中歩行(息子)
5	安心してお風呂に入りたい。	週に3回は入浴をする。	1ヶ月	・訪問介護(介護保険・身体介護)にて入浴の介護 週3回(各1時間)・移動支援事業で週1回(2時間) 外出の支援	〇〇ヘルパーステーション(〇〇サービス提供責任者 ***-****)	外出の計画を立てる。	1ヶ月	入浴日以外は、妻がシャワー浴の見守り等 の支援をする。
6	もっとちゃんとはなせるようになりたい。	留守番ができるようになる。	3ヶ月	介護保険サービスによる通所リハ (ST) 月2回 (市の送迎サービス を利用)	〇〇総合病院 (〇〇医師 ***-***-***)	通所していない日の自習	1ヶ月	

サービス等利用計画(例)②

福祉施策

様式2-2

サービス等利用計画【週間計画表】

利用者氏名	OO O男	障害程度区分	区分2	相談支援事業者名	〇〇相談支援センター
障害福祉サービス受給者証番号	1234567890	利用者負担上限額	9300円	計画作成担当者	00 00
地域相談支援受給者証番号	0				

計画開始年月 2011年5月 月 水 木 金 ± 日·祝 主な日常生活上の活動 短下肢装具でT字杖歩行のため転倒 の危険がある。就労支援事業所へ行 きはボランテイアによる介助をお願 起床・洗面 起床 · 洗面 起床·洗面 起床·洗面 起床·洗面 起床·洗面 いする。 朝食 朝食 朝食 朝食 朝食 朝食 休日はゆっくりしたリズムで過ご す。TVを見て過ごしている。 8:00 散歩 散步 散步 散步 散步 起床·洗面 朝食 Vによる移動介助 Vによる移動介助 Vによる移動介助 10:00 散步 ガーデニング 身体介護 (入浴) サークル会 (第1・2・4月曜) 12:00 就労支援センター 尽食 就労支援センター 就労支援センター 昼食 昼食 $\Delta\Delta$ $\Delta\Delta$ 昼食 (就労移行支援) (就労移行支援) (就労移行支援) 14:00 身体介護 (入浴) 身体介護 (入浴) 移動支援 (買い物など) 16:00 事業所の送り 事業所の送り 事業所の送り 週単位以外のサービス 自宅から作業所まで公共機関(JR 利用)を利用して一人で通うのは不 安なため、県立大学の学生にボラン 18:00 散歩 散歩 散歩 散步 散歩 散歩 散步 テイアをお願いする。 毎月、脳外科と内科に通院する。 夕食 夕食 夕食 夕食 夕食 夕食 夕食 月に2回、通所によるリハ (ST)に 20:00 通う。 通院は、市の送迎サービスを利用す シャワー浴 (妻の見守り) シャワー浴(妻の見守り) シャワー浴 (妻の見守り) シャワー浴 (妻の見守り) 息子と一緒にプールに行って水中歩 22:00 行して体力の向上を図る。 就寝 就寝 就寝 就寝 0:00 2:00

サービス提供 によって実現 する生活の 全体像

| 引きこもり状態になっている生活から、ます、居場所づくりを考え、障害があっても働くことへの意欲を失わないでほしい。工夫すれば働く環境はできる。とっかかりはます、就労移行支援から検討した。 | 本人がができるところに着目し、ガーデニングという余暇活動の幅を広げ、充実感を増やしていくことで生活のリズムに変化が起きる。→外へ出るという意識を高め、社会参加の一歩から始める。 | まだ未熟だがパソコンができる強みを生かして、持っている力を引き出す場所を提供することで、本人の居場所ができる。活動が広がる。 | 家族以外のボランテイアを導入したのは、移動において、まだ本人の体力面で心配なので、介助できる人を探した。 利用者名

作成年月日: 年 月 日

総合的な援助の方針	体力をつけて、できる限り作業能力を向上させて、就労の道を探る。 生活リズムの安定をさせ健康にも配慮しながら、本人が好きなことをして充実した生活を送れるようにする。
長期目標(内容、期間等)	パソコンの経験を活かした仕事をしたいとのご本人のニーズや、学校の教頭という立場で働かれていた経験もあるので、様々な可能性を高め、ご本人に適した職場で一般就労し、充実した生活が送れるようになっている。(2年)
短期目標(内容、期間等)	これまで外出の機会が少なく、体力的に落ちていることもあるため、まずは、週3回の事業所通所が問題なくできるようになる。(3ケ月)

〇支援目標及び支援計画等

支援目標	支援内容 (内容·留意点等)	支援期間 (頻度·時間·期間等)	サービス提供機関 (提供者・担当者等)	優先 順位
体力が向上し、一日のスケ ジュールを疲労なくこなし、 週3回問題なく通所できて いる。	疲労度をチェックしながら、一日のスケジュール を徐々に伸ばし、体力が向上するよう支援しま す。	週3回 10:00~16:00 3か月	就労支援センター Δ Δ (就労移行支援事業所) 担当: 〇〇	1
パソコン入力について、集 中力・耐久力がつき、少な い疲労で一定の速度で入 力できている。	確実な入力と、速度向上を目指し、片手(左手) 入力の練習を行います。結果をフィードバックし ながら動機づけを維持できるよう支援します。	週3回から開始し頻度を増 やしていきます。 10:00~16:00 6か月	就労支援センタームム (就労移行支援事業所) 担当:〇〇、××	2
会話でのコミュニケーション がとりやすくなっている。関 係機関との連携を図り、当 センターでの支援が最適な ものとなっている。	ご本人の同意の下、言語療法の状況や日常生活の過ごし方等を把握させていただきます。相談支援事業所等のサービス担当者会議へ出席し、総合的な支援方針を常に共有しながら支援します。	随時 6ヵ月	通所リハST:〇〇 相談支援事業所 担当:〇〇	3
送迎について、当センター 及びボランティアにより安 心して通所できている。	行きはボランティアによる支援、帰りは当センターの送迎車を利用し、安心して通所できるよう支援します。公共交通機関の利用も徐々に同行し支援していきます。	週3回、3か月 公共交通機関は3か月後 から徐々に試行	就労支援センター△△ (就労移行支援事業所) 担当:○○、●●	4

平成 年 月 日 利用者氏名

印 サービス管理責任者

印

個別支援計画の修正・変更記録票の例

個別支援計画の修正・変更記録票

利用者名

1*

	····								
	支援目標	達原	 成状況の評	価	達成されない原因の分析	今後の対応(支援内容・方法の変更等)	優先順位	担当者	
1	体力が向上し、一日 のスケジュールを疲 労なくこなし、週3回問 題なく通所できている	達成	ほぼ達成	未達成		週4回の通所に変更し、引き続き体 力の向上を図り、週5回の通所を目 標とする。		〇〇 支援員	
2	パソコン入力について、集中力・耐久力がつき、少ない疲労で一定の速度で入力できている。	達成 (ほぼ達成	未達成	片手うちの入力スピードは上がったが、入力の内容をもっと関心の あることにしたほうが意欲的に取り 組めるのではないか。	入力の内容を、学校新聞や塾の教 材などに変更し、実際に生徒が喜 んでくれるものにする。	1	OO 支援員	
3	会話でのコミュニケーションが とりやすくなっている。関係機 関との連携を図り、当センター での支援が最適なものとなっ ている。	達成 (ほぼ達成	未達成	言語療法により着実に回復している。本人が関心のある内容で会話 をすることで、より回復の可能性が 高まるのではないか。	学校新聞の作成後に、実際に生徒と会話をする機会を設けるなど、積極的に会話を楽しめるよう支援する。		OO 支援員	
4		達成	ほぼ達成	未達成					
5		達成	ほぼ達成	未達成					
6		達成	ほぼ達成	未達成					

3 支援の目標

学校生活支援シート

(ED C) (の教育	- 4ME :	0.L \	
间为川	の教育	文括	計画計	
P-4/3/3	44.374.13	~ 1/20		

		(個別の教育支援	(画信		平成 年度作成
	フリガナ		性別		生年月日
	氏 名			平	成 年 月 日生
	住 所		保護者氏名		
本人	L //		緊急連絡先		
	障害名		愛の手帳	度	(平成 年 月交付)
			皂蹿手幔	種 級	(平成 年 月交付)
	障害の様子				
学校				校長名	
3-1X				担任名	
備考					
4 学校:	生活への開発	され成長への願い / ニム かのかまきがした	U. + 4 th 7#	t of the man	マガロ ハ 大学

1 学校:	生活への期待や成長への願い (こんな学校生活がしたい、こんな子供 (大人) に育ってほしい、など)
本人から	
保護者から	

_	
2	・現在のお子さんの様子(得意なこと・頑張っていること、不安なことなど)
l	

家庭の支援

7000 11000						
4 支援	機関の支援					
	年度	年	組	担任名:		
在籍校	年度	年	組	担任名:		
	年度	年	組	担任名:		
	支援機関:			担当者:		連絡先:
	支援内容:					
	支援期間:	()~()	
	支援機関			担当者:		連絡先:
	支援内容:					
	支援期間:	()~()	
	支援機関:			担当者:		連絡先:
	支援内容:					
	支援期間:	()~()	
	支援機関:			担当者:		連絡先:
	支援内容:					
I	支援期間:	()~()	

5	支援会議の記録		
日時		参加者:	協議内容・引継事項等
平成	年 月 日		
:	~ :		
日時		参加者:	協議内容・引継事項等
平成	年 月 日		
:	~ :		
日時		参加者	協議内容・引継事項等
平成	年月日		
	~ :		
日時		参加者	協議内容・引継事項等
平成	年月日		
•	~ :		
日時		参加者	協議内容・引継事項等
平成	年月日		
•	~ :		

0	成長の様子
7	来年度への引継ぎ
Ľ	メトの内容について了解し確認しました。

平成 年 月 日 保護者氏名

出典:東京都教育委員会「個別の教育支援計画」

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/document/special_nee ds_education/current_plan.html

3 短時間雇用のニーズ等について

週20時間未満の障害者を雇用する事業主に対する特例給付金について

基本的な考え方

- ▶ 雇用率制度のカウント対象とする常用労働者については、職業的自立の目安である週20時間以上の労働者とする枠組みを維持する。
- 短時間であれば就労可能な障害者等の雇用機会を確保するため、週20時間未満の雇用障害者数に応じて、納付金を財源とする特例給付金を支給する。
- ▶ 支給額の単価は、調整金・報奨金の単価、週20時間~30時間の短時間労働者の雇用率カウント(0.5)との均衡等を踏まえ、調整金・報奨金の単価の4分の1程度とする。
- ▶ 中長期にわたり20時間以上の勤務に移行できない者等も見られることを踏まえ、支給期間を限定しないこととする。
- ▶ 週20時間未満の雇用に対する支援が、週20時間未満の安易な雇用促進にならないよう、支給対象となる雇用障害者の所定労働時間の下限について、トライアル雇用助成金 (障害者短時間トライアルコース) における下限が10時間であることを踏まえ、10時間とする。

改正障害者雇用促進法の規定(抜粋)

(納付金関係業務)

第四十九条 厚生労働大臣は、対象障害者の雇用に伴う経済的負担の調整並びにその雇用の促進及び継続を図るため、次に掲げる業務(以下「納付金関係業務」という。)を行う。

一 (略)

一の二 特に短い労働時間以外での労働が困難な状態にある対象障害者を特定短時間労働者(短時間労働者のうち、一週間の所定労働時間が厚生労働省令で定める時間 の範囲内にある者をいう。以下この号において同じ。)として雇い入れる事業主又は対象障害者である特定短時間労働者を雇用する事業主に対して、これらの者の雇入れ又は雇用の継続の促進を図るための特例給付金を支給すること。

二~十一 (略)

2 (略)

支給要件 ·額

事業主区分	支給対象の雇用障害者	支給額 ^{注1}	支給上限人数 注2	
100人超(納付金対象)	· 週10時間以上20時間未満	7,000円/人月(≒調整金@27,000円×1/4)	- 週20時間以上の雇用障害者数(人月)	
100人以下(納付金対象外)] 炮10吋间以上20吋间不闸	5,000円/人月(≒報奨金@21,000円×1/4)		

- (注1)支給額は、支給対象の雇用障害者数(実人数)に基づき、月ごとに算出する。
- (注2)支給上限人数の算定においては、重度のダブルカウント及び短時間のハーフカウントを行う。

申請・支給の時期・要領

事業主の負担軽減、支給の円滑化等の観点から、調整金・報奨金と同様の時期・要領で実施。

申請対象期間: 申請年度の前年度の4月1日から翌年の3月31日まで ※当該期間に雇用した特定短時間労働者について特例給付金を支給

申請: 100人超事業主 ⇒ 申請年度の4月1日から5月15日までの間に、納付金の申告・調整金の申請と同時に実施

100人以下事業主 ⇒ 申請年度の4月1日から7月31日までの間に、実施(報奨金の申請がある場合は同時に実施)

支給: 申請年度の10月1日から12月31日までの間に実施

※申請対象期間の中途に事業を廃止した事業主にあっては、当該事業を廃止した日から45日以内を申請期限とし、当該申請を受理した日から3月以内に支給(調整金・報奨金と同じ取扱い)。

※調整金・報奨金についても、支給の円滑化等の観点から、特例給付金と同じ時期に支給。(申請年度の10月1日から同月31日までの間とする現行の運用を変更。)

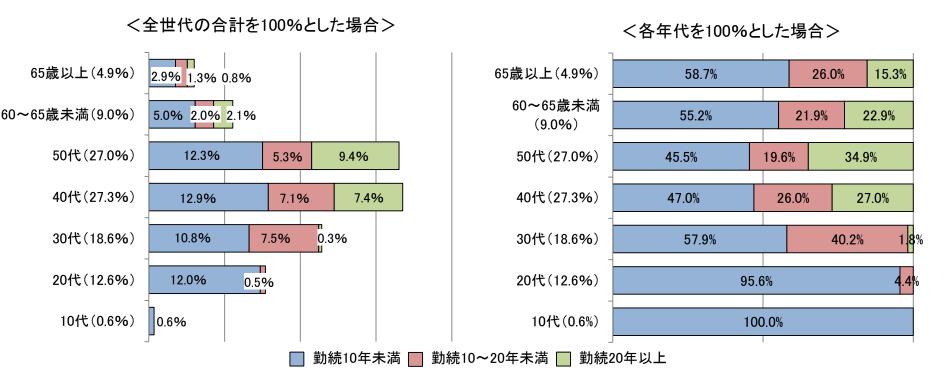
障害者の年齢別雇用者割合について(障害種別)

- 身体障害の雇用者は、依然として55歳以上の労働者の割合が大きい傾向。
- 知的障害や精神障害の雇用者は、全体として若年層が増加傾向にある中で、55歳以上の労働者の割合は 依然として限定的とみられる。



障害者の継続雇用割合(身体障害者、年代別)

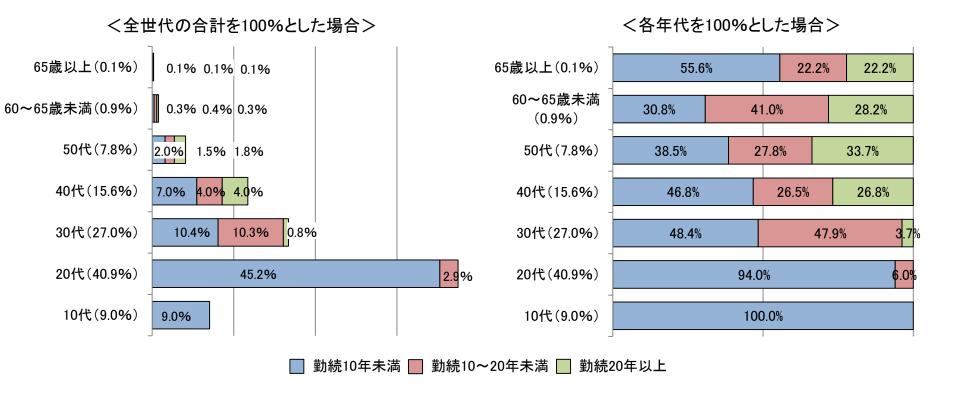
- 身体障害者については、年齢があがるにつれて勤続年数も長期化していく傾向。
- 60歳以上については就業者数が急激に減少する。



- ※ 厚生労働省「平成30年度障害者雇用実態調査」の調査票情報を職業安定局障害者雇用対策課において特別集計して作成。勤続年数が不明なデータを除い た上で、週所定労働時間20時間以上に限定してサンプルを抽出している。
- ※「入職年月」欄は、採用後に身体障害者又は精神障害者であることを承知した場合は、障害者手帳等により企業が承知した年月を記入することとなっている。
- ※ 縦軸()内の数値は、全世代の合計を100%とした場合の、各年代の割合。
- ※ 身体障害者には現在の企業に入社した後に中途障害となった場合を含む。中途障害者の場合における「勤続年数」は、「障害者手帳を取得してから現在に至るまでの年数」が記載されているものである。

障害者の継続雇用割合(知的障害者、年代別)

- 知的障害者については、年齢が上がるにつれて勤続年数も長期化していく傾向。
- 50代以上については、就業者数が急激に減少する。



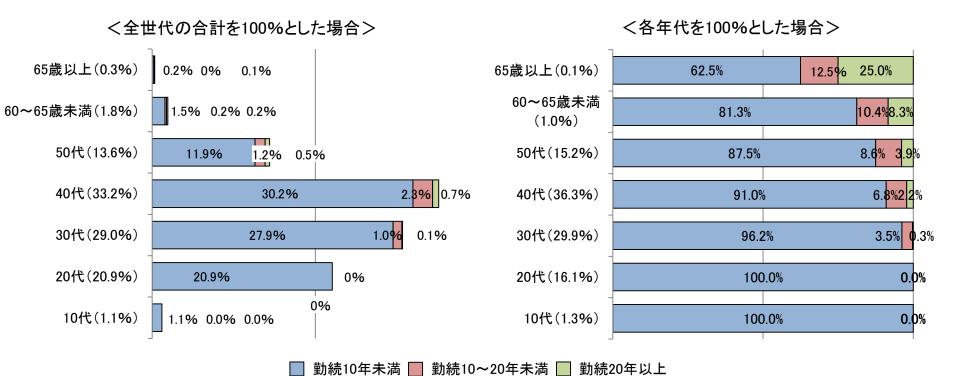
[※] 厚生労働省「平成30年度障害者雇用実態調査」の調査票情報を職業安定局障害者雇用対策課において特別集計して作成。勤続年数が不明なデータを除い た上で、週所定労働時間20時間以上に限定してサンプルを抽出している。

[※] 縦軸()内の数値は、全世代の合計を100%とした場合の、各年代の割合。

^{※ 65}歳以上の各回答項目の該当者は、10人以下である点に留意。

障害者の継続雇用割合(精神障害者、年代別)

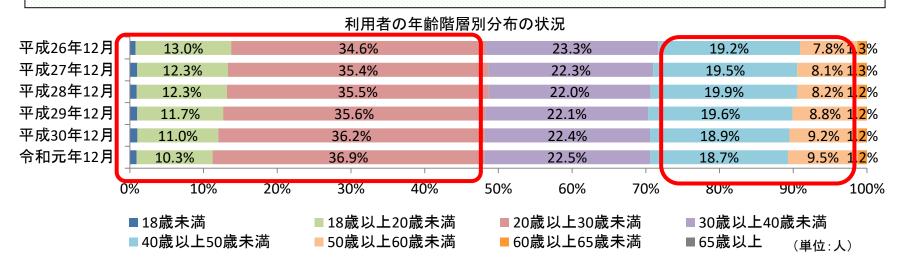
- 精神障害者の場合、全年齢において勤続年数が短いが、年齢があがるにつれて、勤続年数が長い者の割合もやや増加 している傾向。
- 50代以上については、就業者数が急激に減少する。



- ※ 厚生労働省「平成30年度障害者雇用実態調査」の調査票情報を職業安定局障害者雇用対策課において特別集計して作成。勤続年数が不明なデータを除いた上で、①週所定労働時間20時間以上かつ②手帳所持者に限定してサンプルを抽出している。「入職年月」欄は、採用後に身体障害者又は精神障害者であることを承知した場合は、障害者手帳等により企業が承知した年月を記入することとなっている。
- ※ 縦軸に()で記載している割合は、全世代の合計を100%とした場合の、各年代の割合。
- ※ 65歳以上の各回答項目の該当者は、10人以下である点に留意。

就労移行支援の年齢階層別の利用現状

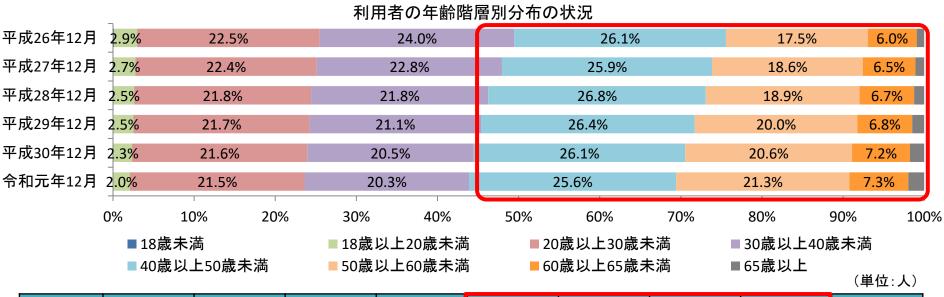
- 年齢階層別に利用者の分布を見ると、30歳未満の利用者が約5割を占めている。
- 利用者の年齢階層別の分布は、40歳以上60歳未満は微増傾向にある。



	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上	合計
H26.12	221	3, 701	9, 867	6, 658	5, 490	2, 213	362	17	28, 529
H27.12	307	3, 762	10, 817	6, 828	5, 975	2, 482	394	15	30, 580
H28.12	295	3, 881	11, 251	6, 957	6, 303	2, 588	392	12	31, 679
H29.12	338	3, 903	11, 911	7, 405	6, 551	2, 959	412	14	33, 493
H30.12	344	3, 672	12, 095	7, 496	6, 332	3, 092	405	17	33, 453
R1.12	313	3, 483	12, 454	7, 598	6, 321	3, 204	400	16	33, 789

就労継続支援A型の年齢階層別の利用現状

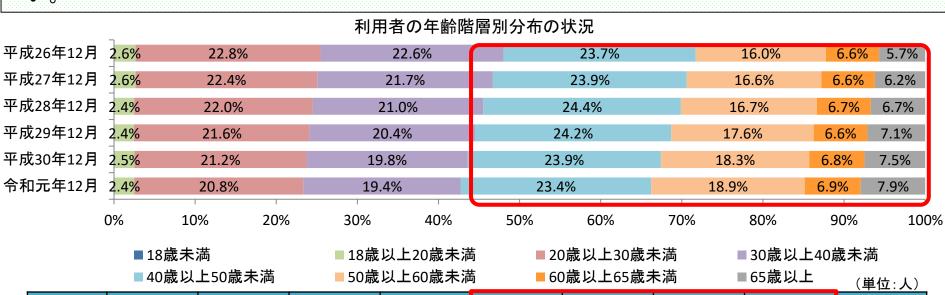
〇 年齢階層別の利用者分布の推移を見ると、40歳以上の利用者が増えてきており、半数以上が 40歳以上である。



	18歳未満	18歳以上20 歳未満	20歳以上30 歳未満	30歳以上40 歳未満	40歳以上50 歳未満	50歳以上60 歳未満	60歳以上65 歳未満	65歳以上	合計
H26.12	55	1, 292	10, 136	10, 803	11, 758	7, 873	2, 717	421	45, 055
H27.12	42	1, 489	12, 360	12, 619	14, 310	10, 273	3, 583	603	55, 279
H28.12	57	1, 625	14, 005	14, 023	17, 238	12, 173	4, 317	801	64, 239
H29.12	38	1, 706	14, 930	14, 534	18, 134	13, 779	4, 664	1, 016	68, 801
H30.12	45	1, 595	15, 024	14, 269	18, 147	14, 310	4、979	1, 219	69, 588
R1.12	35	1, 465	15, 386	14, 499	18, 274	15, 256	5,205	1, 398	71, 518

就労継続支援B型の年齢階層別の利用現状

- 〇 年齢階層別に利用者の分布を見ると、40歳以上の利用者が増えてきており、半数以上が40歳以上 の利用者である。
- 〇 利用者の年齢階層別の分布は、40歳以上が微増傾向にあり、40歳以上50歳未満の利用が最も多い。



									\— <u> </u>
	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上	合計
H26.12	142	5,010	43,889	43,442	45,596	30,898	12,635	10,962	192,574
H27.12	153	5,382	46,318	44,830	49,450	34,340	13,659	12,833	206,965
H28.12	125	5,371	48,619	46,339	53,818	36,974	14,699	14,802	220,747
H29.12	125	5,734	51,196	48,179	57,226	41,528	15,644	16,855	236,487
H30.12	162	6,222	53,505	50,102	60,215	46,153	17,182	18,899	252,440
R1.12	181	6,557	55,802	52,018	62,815	50,746	18,506	21,284	267,909

4 就労継続支援(A型・B型)について

就労継続支援A型

○ 対象者

- 通常の事業所に雇用される事が困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能な障害者
- ※ 65歳に達する前5年間障害福祉サービスの支給決定を受けていた者で、65歳に達する前日において就労継続支援A型の支給決定を受けていた者は当該サービスについて 引き続き利用することが可能。

○ サービス内容

○ 主な人員配置

- 通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援
- 一定の範囲内で障害者以外の雇用が可能
- 多様な事業形態により、多くの就労機会を確保できるよう、障害者の利用定員10人からの事業実施が可能
- 利用期間の制限なし

- サービス管理青仟者
- 職業指導員 生活支援員 10:1以上

○報酬単価(平成30年報酬改定以降、定員規模別、人員配置別に加え、平均労働時間が長いほど高い基本報酬)

基本報酬

〈定員20人以下、人員配置7.5:1の場合〉

改定前	令和元年10月~					
基本報酬	1日の平均労働時間	基本報酬				
	7 時間以上	618単位/日				
	6時間以上7時間未満	606単位/日				
	5時間以上6時間未満	597単位/日				
584単位	4時間以上5時間未満	589単位/日				
	3時間以上4時間未満	501単位/日				
	2時間以上3時間未満	412単位/日				
	2 時間未満	324単位/日				

※ 上表以外に、人員配置10:1である場合の設定、定員に応じた設定あり (21人以上40人以下、41人以上60人以下、61人以上80人以下、81人以上)

主な加算

賃金向上達成指導員配置加算 15~70単位/日

- ※ 定員規模に応じた設定
- ※ 平成30年新設

就労移行支援体制加算(Ⅰ)、(Ⅱ) 5~42単位/日

- ※ 定員、職員配置、一般就労へ移行し6月以上定着した者の数に応じた設定
- ※ H30~見直し

福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ) 15、10、6単位

- ⇒ Ⅰ:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合
- ⇒ Ⅱ:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合
 - ※ H30~資格保有者に公認心理師を追加
- ⇒ Ⅲ:常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合

食事提供体制加算、送迎加算、訪問加算等

⇒ 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能

○ 事業所数

- 3.841 (国保連令和 2年 6月実績)
- 利用者数
- 73.180 (国保連令和 2年 6月実績)

就労継続支援A型の現状

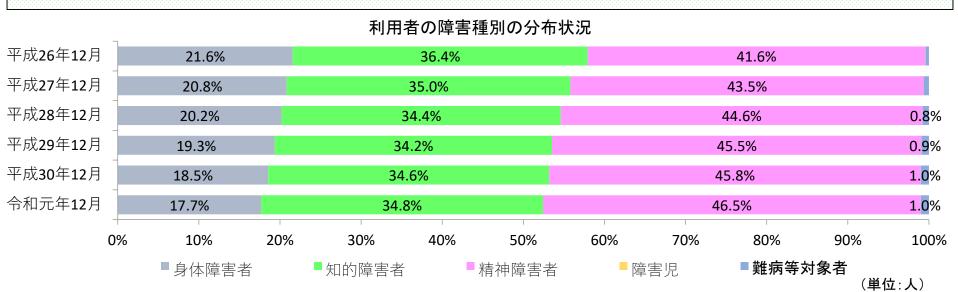
- 就労継続支援A型の令和元年度費用額は約1,121億円であり、介護給付・訓練等給付費総額の約5.4%を占めている。
- 〇 総費用額、利用者数及び事業所数は、平成28年度まで大きく増加していたが、<u>伸び率はおさ</u>まってきている。(平成29年4月からの指定基準の見直しが影響したと考えられる。)



【出典】国保連データ(利用者数及び事業所数は各年3月サービス提供分)

利用者の障害種別分布状況(就労継続支援A型)

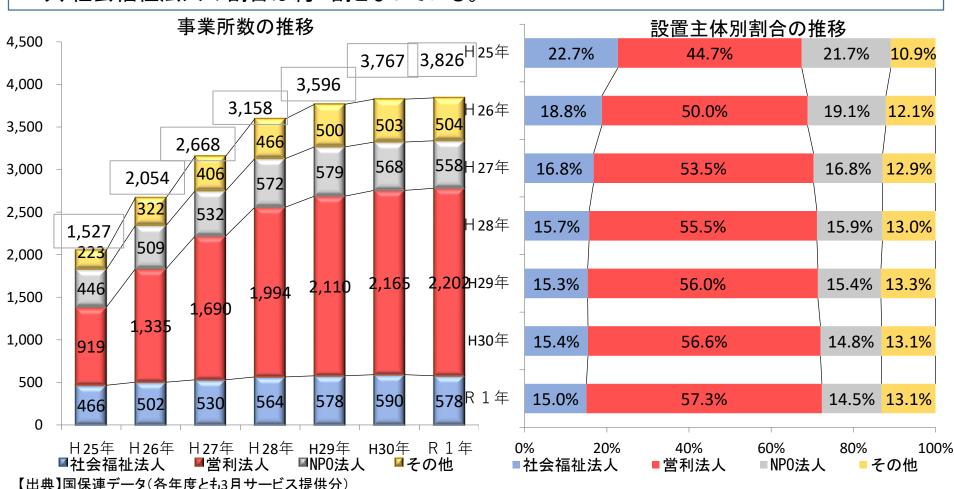
- 身体障害者、知的障害者の利用割合は減少傾向にある。
- 〇 精神障害者の利用割合は増加傾向にあり、全利用者に占める割合が4割を超えている。



	身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児	難病等対象者	슴計
H 2 6. 1 2	9, 716	16, 385	18, 738	13	203	45, 055
H 2 7. 1 2	11, 519	19, 327	24, 059	7	367	55, 279
H 2 8. 1 2	12, 977	22, 112	28, 627	6	517	64, 239
H 2 9. 1 2	13, 311	23, 521	31, 313	7	649	68, 801
H30.12	12, 900	24, 108	31, 862	9	709	69, 588
R 1. 12	12, 634	24, 857	33, 288	8	731	71, 518

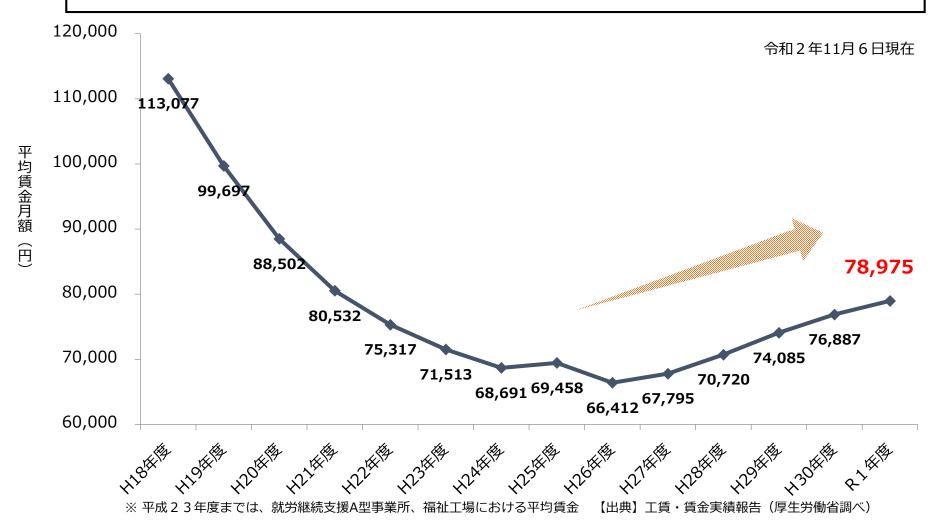
就労継続支援A型事業所の設置主体別の状況

- 〇 設置主体別に就労継続支援A型事業所数の推移を見ると、営利法人が設置する事業所数が著 しく増加している。
- 〇 設置主体別の割合を見ると、平成27年度では、営利法人の割合が最も高く約5割となっており、社会福祉法人の割合は約2割となっている。



就労継続支援A型事業所における平均賃金月額の推移

- 〇 令和元年度の就労継続支援A型の平均賃金月額の全国平均は78,975円。
- 平成26年度までは減少傾向であったが、近年は増加に転じている。



就労継続支援A型における生産活動の経営改善状況(令和2年3月末時点)

- 生産活動の経営状況を把握した3,223事業所のうち、指定基準第192条第2項_(※1)の要件を満たせていない事業所は1,907事業所(59.2%:1,907/3,223)
- このうち、昨年度も同様に指定基準を満たせていなかった事業所は1、534事業所(80.4%: 1,534/1,907)
 - (※1) 就労継続支援A型事業所については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉 サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第171号)第192条第2項において、「<u>生産活動に係る</u> 事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなけれ ばならない」こととされている。指定権者である自治体は、事業所の状況把握を行い、事業所が上記規定を満たせていない場合、経営改善計画書を提出させることとしている。

【生産活動の経営改善状況(令和2年3月31日時点)】

(令和2年11月6日現在)

指定事業所数	経営状況を 把握した事業所	指定基準を満	^{請たせていない}		
				平成31.3.3 満たせて	
3,902	3,223	1,907 (*2)	59.2%	1,534	80.4%

(参考:平成31年3月31日時点)

3,877	3,162	2,093	66.2%
-------	-------	-------	-------

(※2) 指定基準を満たせていない事業所(1,907)のうち、経営改善計画書を提出している事業所は1,701事業所(提出率89.2%)

(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ)

就労継続支援B型

〇 対象者

- 就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される障害者
 - ① 企業等や就労継続支援事業(A型)での就労経験がある者であって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった者
 - ② 50歳に達している者または障害基礎年金1級受給者
 - ③ ①及び②に該当しない者であって、就労移行支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者

○ サービス内容

- 主な人員配置
- 通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就労に必要な知識、 能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援
- 平均工賃が工賃控除程度の水準(月額3,000円程度)を上回ることを事業者指定の要件とする
- 事業者は、平均工賃の目標水準を設定し、実績と併せて都道府県知事へ報告、公表
- 利用期間の制限なし

- サービス管理責任者
- 職業指導員 10:1以上

○ 報酬単価(平成30年報酬改定以降、定員規模別、人員配置別に加え、平均工賃月額が高いほど高い基本報酬)

基本報酬

<定員20人以下、人員配置7.5:1の場合>

改定前	令和元年10月~					
基本報酬	平均工賃月額	基本報酬				
	4.5万円以上	649単位/日				
	3万円以上4.5万円未満	624単位/日				
	2.5万円以上3万円未満	612単位/日				
584単位	2万円以上2.5万円未満	600単位/日				
	1万円以上2万円未満	589単位/日				
	5千円以上1万円未満	574単位/日				
	5 千円未満	565単位/日				

※ 上表以外に、人員配置10:1である場合の設定、定員に応じた設定あり (21人以上40人以下、41人以上60人以下、61人以上80人以下、81人以上)

○ 事業所数

13.403 (国保連令和 2年 6月実績)

主な加算

就労移行支援体制加算 5~42単位/日

※ 定員、職員配置、一般就労へ移行し6月以上定着した者の数に応じた設定

※ H30~見直し

施設外就労加算 100単位/日

⇒ 一定の基準を満たし、企業内等で作業を行った場合

福祉専門職員配置等加算(I)、(Ⅱ)、(Ⅲ) 15、10、6単位

- ⇒ I:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合
- ⇒ II:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合 ※ H30~資格保有者に公認心理師を追加
- ⇒ Ⅲ:常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合

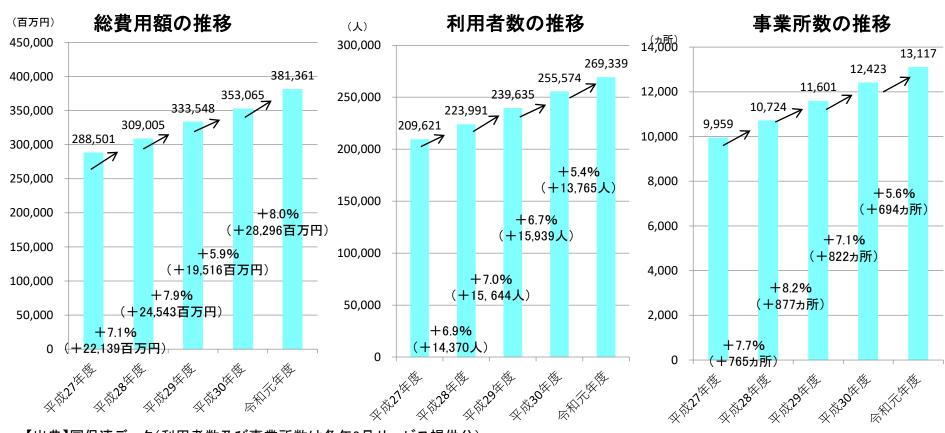
食事提供体制加算、送迎加算、訪問加算等

⇒ 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能

○ 利用者数 276,475 (国保連令和 2年 6月実績)

就労継続支援B型の現状

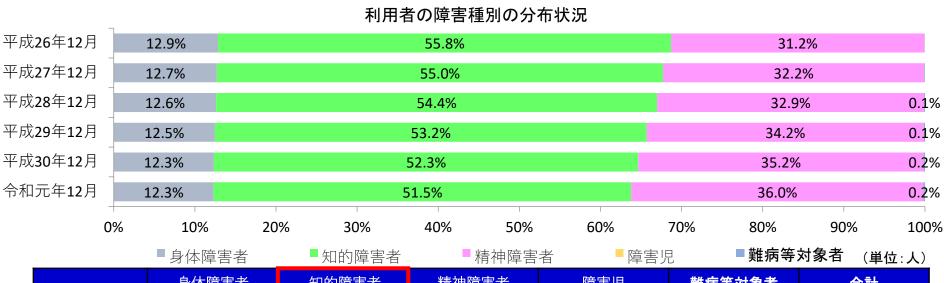
- 〇 就労継続支援B型の令和元度費用額は約3,814億円であり、介護給付・訓練等給付費総額の約17.0%を占めている。
- 〇 総費用額、利用者数及び事業所数は、毎年増加している。



【出典】国保連データ(利用者数及び事業所数は各年3月サービス提供分)

利用者の障害種別分布状況(就労継続支援B型)

- 身体・知的障害者の利用割合は微減傾向にあり、精神障害者が微増傾向にある。
- 知的障害者の利用割合が全体の5割以上を占める。



	身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児	難病等対象者	合計
H 2 6.1 2	24,788	107,487	60,126	64	109	192,574
H 2 7.1 2	26,312	113,830	66,592	58	173	206,965
H 2 8.1 2	27,878	119,986	72,619	30	234	220,747
H 2 9.1 2	29,475	125,878	80,775	24	335	236,487
H 3 0.1 2	31,156	132,064	88,745	38	437	252,440
R 1.1 2	32,992	137,896	96,445	38	538	267,909

就労継続支援B型事業所における若年性認知症の支援事例

- 就労継続支援B型事業所では利用者の高齢化と共に、高次脳機能障害や若年性認知症のある利用者への 支援が報告されている。
- 若年性認知症の支援については通常の就労継続支援B型に求められる利用者への支援以上に医療機関や 家族会といった外部機関との関係強化や、家族への支援が必要となる。

就労継続支援B型事業所における障害種別(877事業所から回答)

	身体障害	知的障害	精神障害	難病	発達障害	高次脳機能障害	若年性認知症
利用者数(N=21,932)	2,190	10,537	6,136	112	795	313	39
割合	10.0%	48.0%	28.0%	0.5%	3.6%	1.4%	0.2%

令和元年度障害者総合福祉推進事業「就労系障害福祉サービスにおける諸課題の把握と事例整理に関する調査研究(PwCコンサルティング合同会社)

【事例】若年性アルツハイマー病(50代女性)

長年、自営業を営んできたが、数年前より仕事上のミスが目立つようになり、家族との人間関係の悪化や、感情コントロールが難しい状況が続く。本人はまだ働きたいと希望があることや、家族も今後の暮らしに関する不安を抱えていることから、就労継続支援B型事業所を利用して就労機会を提供。可能な限り働き続ける支援を継続した結果、徐々に病識が高まると共に、日常生活を送る上での代償手段の獲得につながる成果が見られた。

	支援初期(利用開始〜1ヶ月)	支援中期(2~24ヶ月)	支援後期(24~48ヶ月)
状態	・1人で居ることができずに常に誰かが一緒に行動しないと混乱する。 ・感情の起伏が激しい。 ・作業をその都度説明しても覚えられない。	・自営業では来客者のお茶出し、話し相手など短時間での補助業務を継続。 ・B型利用時は感情の不安定さが軽減・家族との口論になる時間が増え、自宅での様子は変化なし。	・自営業に引き続いて従事。 ・通所介護の利用が定着。 ・自宅での入浴拒否や衣服の着替 えを嫌がることが多い。
支援 内容	・B型で取り組める作業を設定し、通所に馴れるように支援。 ・若年性認知症カフェに参加し、ピアサポートを促進。 ・自営の仕事で対応可能な仕事を設定。	・介護保険を利用して通所介護を利用、 家族の負担を軽減 ・B型で店舗接客業務にチャレンジ、作 業場内に手順を表示して作業従事。 ・屋内移動時にGPSサービスを使って家 族が本人の状況を把握できる	・ケアマネと介護事業所と連携を 深める ・B型を主とした就労支援を継続し つつ、段階的に通所介護利用へ移 行する

【事例提供】一般社団法人日本作業療法十協会

就労継続支援B型における高齢障害者の利用状況について

- ○就労継続支援B型事業所において、**高齢者(65歳以上)の利用が増えており、65歳に達してから新規に利用開始する者、介護保険** サービスを利用している者の利用がある。
- ○利用者の「日中の活動の場が必要」、「貴事業所で働きたい」、「社会参加のため」という利用意向が多くみられる。
- ○支援における課題として「医療機関や介護保険の事業所・機関等との連携が必要」「賃金(向上)が難しい」が挙げられている。

回答数:877事業所

①就労継続支援B型における高齢(65歳以上)の利用者数

②65歳に達してから新規に利用開始した者

	実利用者数	うち		うち介護保険サー		
		高齢者数	実利用者数に対する割合	ビス利用者数	高齢者数に対する割合	
Ī	21,932	1,453	6.6%	291	20.0%	

平成28年度	平成29年度	平成30年度
68人	96人	117人

③就労継続支援B型における高齢者数(65歳以上)別事業所数

0人		1~4人		5~9人		10人以上		無回答	計
	割合		割合		割合		割合		
306	37.8%	416	51.4%	70	8.6%	18	2.2%	67	877

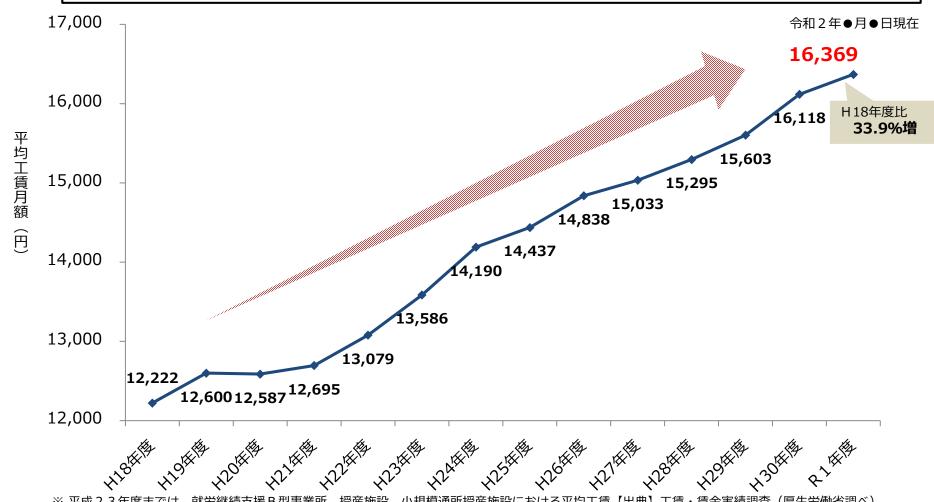
④65歳以上で新規に就労継続支援B型を利用した者の利用意向 ⑤高齢者への支援にあたっての課題 N=504

利用を開始した理由	人数	割合
休職中であり、勤務先へ復職するため	0	0.0%
求職のため	6	5.1%
技能・能力の獲得や訓練のため	9	7.7%
貴事業所で働きたいため	74	63.2%
自己分析・障害理解のため	6	5.1%
日中の活動の場が必要なため	93	79.5%
社会参加のため	53	45.3%

課題の内容	事業所数	割合	
	于不仍然	пты	
行動障害や医療的ケアへの対応といった就労支援 以外のケアの比重が大きい	121	24.0%	
他の利用者と異なる訓練・作業を行う必要があり、効 率的な訓練の実施が難しい。	112	22.2%	
賃金(向上)が難しい。	150	29.8%	
一般就労への移行に一層の支援が必要	32	6.3%	
高齢者の支援のために特別な設備、用具が必要	41	8.1%	
医療機関や介護保険の事業所・機関等との連携が 必要	235	46.6%	

就労継続支援B型事業所における平均工賃月額の推移

- 令和元年度における就労継続支援B型の平均工賃月額の全国平均は16,369円であり、 平成18年度と比較して33.9%増加。
- 〇 平成21年度以降、11年連続で前年度を上回って増加。



5 人材開発施策について

障害者職業訓練実施状況

(単位:人)

		平成27年度 平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度			
		受講者数	就職率	受講者数	就職率	受講者数	就職率	受講者数	就職率	受講者数	就職率
障害者職業能力開発校 における職業訓練		1,935	_	1,808	_	1,856	_	1,740	_	1734	_
	離職者訓練	1,688	70.7%	1,583	71.6%	1,599	69.2%	1,456	71.1%	1,385	65.8%
	在職者訓練	247	_	225		257	_	284	1	349	_
一般校における 障害者職業訓練		683[375]	82.8%	625[304]	77.1%	651[322]	78.2%	653[307]	75.8%	633[268]	73.2%
障害者の多様なニーズに 対応した委託訓練		4,384	-	3,845	_	3,704	-	3,283		3,065	_
	離職者訓練	4,218	47.9%	3,698	46.2%	3,503	49.7%	3,073	52.2%	2,863	48.8%
	在職者訓練	166	_	147	_	201	_	210		202	_
合	計	7,002		6,278	_	6,211	_	5,676		5,432	_

(資料:定例業務統計報告、障害者委託訓練実施状況報告)

- 注1 就職率は、訓練修了3ヶ月後の就職状況を元に算出。
- 注2 一般校における障害者職業訓練の就職率は、一般校で設定している障害者対象訓練科の受講者数[カッコ内]の就職率を算出。
- 注3 受講者数は当該年度訓練開始者及び前年度繰越者の合計を記載。

障害者職業能力開発校の概要

一般の公共職業能力開発施設において職業訓練を受けることが困難な重度障害者等に対して、その障害の態様に配慮した職業訓練を実施

〇国立機構営校 (2校)

- ・国が設置し、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する障害者職業能力開発校
- ・先導的な職業訓練実施の成果をもとに、職業訓練内容、指導技法等を他の障害者職業能力開発校等に提供することにより、障害者職業訓練全体のレベルアップに貢献
- ■中央障害者職業能力開発校 (国立職業リハビリテーションセンター)
- ■吉備高原障害者職業能力開発校 (国立吉備高原職業リハビリテーションセンター)

〇国立県営校 (11校)

- ・国が設置し、都道府県に運営を委託
- ■北海道障害者職業能力開発校
- ■宮城障害者職業能力開発校
- ■東京障害者職業能力開発校
- ■神奈川障害者職業能力開発校
- ■石川障害者職業能力開発校
- ■愛知障害者職業能力開発校

- ■大阪障害者職業能力開発校
- ■兵庫障害者職業能力開発校
- ■広島障害者職業能力開発校
- ■福岡障害者職業能力開発校
- ■鹿児島障害者職業能力開発校

〇県立県営校 (6校)

- ■青森県立障害者職業訓練校
- ■千葉県立障害者高等技術専門校
- ■岐阜県立障がい者職業能力開発校

- ■静岡県立あしたか職業訓練校
- ■京都府立京都障害者高等技術専門校
- ■兵庫県立障害者高等技術専門学院

障害者の多様なニーズに対応した委託訓練の概要

ハローワーク求職障害者の就職を実現する等のため、国と都道府県とが委託契約を結び都道府県が事業の実施主体となって、企業、社会福祉法人、N P O 法人、民間教育訓練機関等の多様な訓練委託先を活用し、 障害者が住む身近な地域で多様な職業訓練を実施することにより、 障害者の職業能力の開

